

令和4年度

第1回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和4年12月21日（水）午後2時

場所 豊山町役場 会議室1

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療グループ

<このページは空白です。>

目 次

1	国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果	1
(1)	納付金等の概要	1
(2)	納付金等算定の流れ	1
(3)	納付金等の算定の仕組み	2
(4)	豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】	3
(5)	豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額	4
2	法定外繰入金	5
(1)	法定外繰入金について	5
(2)	豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）	5
(3)	近隣市町の法定外繰入金（令和3年度決算）	5
3	令和5年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】	6
(1)	国民健康保険税率（案）の考え方	6
(2)	令和5年度の国民健康保険税率（案）	7
(3)	国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	8
(4)	国民健康保険税改定に伴う国民健康保険増減額別の世帯数	9
(5)	賦課限度額の引き上げ	10

1 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果

令和4年11月18日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果』が示された。

(1) 納付金等の概要



(2) 納付金等算定の流れ

県全体の保険給付費（医療費）等を推計

↓ 県全体の公費等（療養給付費等負担金、前期高齢者交付金等）を加減算

県全体の納付金算定基礎額（市町村に割り振る納付金総額）

↓ 市町村ごとの納付金から控除される公費等（高額療養費負担金等）を加減算

市町村ごとの納付金額を算出

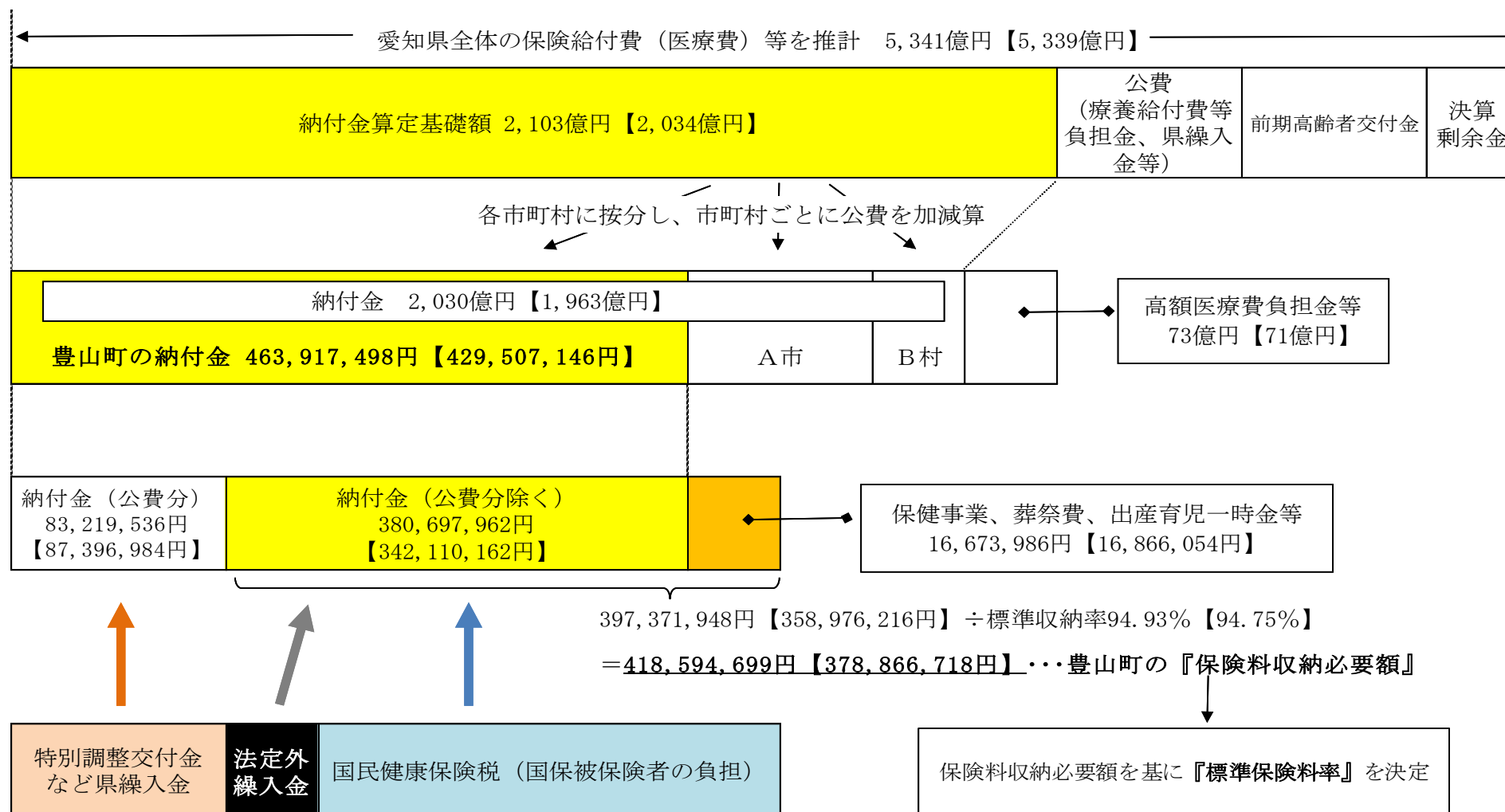
↓ 市町村ごとに交付される公費等（特別調整交付金等）を加減算

市町村ごとの保険料収納必要額

↓ 県統一の算定方式（3方式【所得割、均等割、平等割】）により収納率を加味して市町村ごとの標準的な保険料率を算定

標準保険料率（県が市町村の参考となるよう示す保険料率）

(3) 納付金等の算定の仕組み



※上記は仮算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額で、【 】は昨年度の本算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額

(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】

愛知県全体の納付金は令和4年度における保険給付費の実績が前年から大きく増加したため、前年度より約67億円増加した。また、豊山町の納付金も前年度より約3,400万円増加し、一人当たりの納付金額も前年度より11,416円増加した。

区分	仮算定結果 ①	本算定結果 (前年度) ②	前回との差 =①－②
豊山町の納付金（一般）（※）	463,917,498円	429,507,146円	+34,410,352円
豊山町の一人当たりの納付金	155,208円	143,792円	+11,416円
愛知県全体の納付金（一般）	202,950,349,043円	196,237,773,618円	+6,712,575,425円
愛知県全体の一人当たりの納付金	156,988円	144,816円	+12,172円

（※）愛知県に支払う金額

(5) 豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額

豊山町の令和5年度の一人当たりの「納付金」は155,208円と愛知県平均の156,988円と比較すると▲1,780円（約▲1.15%）低いが、豊山町の令和4年度の一人当たりの「調定額」は112,785円と愛知県平均の105,978円と比較すると6,807円（約6.42%）と高い水準となっている。

市町村名	納付金					調定額		
	【R5年度】 一人当たりの 納付金（※1） A	順位 （※2）	【R4年度】 一人当たりの 納付金（※1） B	順位 （※2）	対前年 ＝A－B	【R4年度】 一人当たりの 調定額（※3） C	【R3年度】 一人当たりの 調定額（※3） D	対前年 ＝C－D
豊山町	155,208円	29位	143,792円	30位	11,416円	112,785円	103,433円	9,352円
春日井市	154,080円	31位	141,273円	34位	12,807円	102,215円	101,022円	1,193円
小牧市	156,933円	21位	145,986円	21位	10,947円	95,714円	95,421円	293円
清須市	158,178円	19位	145,620円	23位	12,558円	107,918円	105,609円	2,309円
北名古屋市	160,094円	16位	148,230円	17位	11,864円	105,035円	100,149円	4,886円
大口町	163,699円	12位	151,497円	11位	12,202円	107,955円	107,144円	811円
扶桑町	148,157円	46位	138,809円	41位	9,348円	101,575円	101,472円	103円
県平均	156,988円		144,816円		12,172円	105,978円	100,145円	5,833円

（※1）納付金は、R4年度は仮算定結果、R3年度は本算定結果

（※2）順位は全54市町村中、高い順

（※3）調定額は各年度本算定時（7月1日現在）

2 法定外繰入金

(1) 法定外繰入金について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、豊山町では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

こうした赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われており、豊山町では令和5年度までにその解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく。

(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度（※1）
法定外繰入金 ①	87,692,000円	84,507,000円	65,949,000円	45,998,000円	15,053,000円	10,529,000円
歳入総額 ②	1,817,041,779円	1,489,777,095円	1,384,189,362円	1,341,565,958円	1,286,543,925円	1,353,542,000円
歳入総額に対する 法定外繰入金の割合（①／ ②）	4.8%	5.7%	4.8%	3.4%	1.2%	0.8%
加入者一人当たり（※2）	23,156円	23,765円	19,599円	14,232円	4,836円	3,423円

（※1）R4年度は当初予算額

（※2）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

(3) 近隣市町の法定外繰入金（令和3年度決算）

市町村名	法定外繰入金	加入者一人当たり（※）
豊山町	15,053,000円	4,836円
春日井市	674,106,000円	11,764円
小牧市	371,000,000円	13,039円
清須市	229,572,000円	17,916円
北名古屋市	117,372,000円	7,316円
大口町	53,812,000円	13,585円
扶桑町	42,773,000円	6,979円
県平均	156,887,000円	11,826円

（※）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

3 令和5年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】

（1）国民健康保険税率（案）の考え方

令和5年度は、県から示された国民健康保険事業費納付金が以下のとおり増額した。

○豊山町の国民健康保険事業費納付金（一般）

令和4年度（本算定）①	令和5年度（仮算定）②	差 額（②－①）
429,507,146円	463,917,498円	34,410,352円

また、令和8年度までの賦課総額及び法定外繰入金の試算結果は次のとおりである。

豊山町国民健康保険事業推計シミュレーション									
項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (11月時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数	2,027	1,963	1,946	1,911	1,872	1,835	1,799	1,764	1,729
前年比率		-3.16%	-0.87%	-1.80%	-2.04%	-1.97%	-1.97%	-1.97%	-1.97%
被保険者数	3,448	3,277	3,187	3,063	2,978	2,871	2,768	2,669	2,573
前年比率		-4.96%	-2.75%	-3.89%	-2.78%	-3.59%	-3.59%	-3.59%	-3.59%
療養給付費	788,369,880	740,083,537	714,727,572	715,381,095	692,846,591	671,021,923	649,884,732	629,413,363	609,586,842
前年比率		-6.12%	-3.43%	0.09%	-3.15%	-3.15%	-3.15%	-3.15%	-3.15%
一人当たり療養給付費	228,646	225,842	224,263	233,556	233,729	233,901	234,075	234,248	234,421
前年比率		-1.23%	-0.70%	4.14%	0.74%	0.74%	0.74%	0.74%	0.74%
試算① 令和5年度で法定外繰入金を解消する場合									
①保険税賦課総額							← 賦課総額		
R5で法定外解消	386,648,795	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	442,847,638	13%		
前年比率		-0.56%	0.36%	-3.42%	5.19%	12.97%			
①法定外繰入金	84,507,000	65,949,000	45,998,000	15,053,000	10,528,750	0			
前年比率		-21.96%	-30.25%	-67.27%	-30.06%	法定外解消			
試算② 令和5年度より毎年賦課総額を4%増額して法定外繰入金を解消する場合									
②賦課総額									
R5より毎年4%増	386,648,795	384,492,596	385,888,412	372,675,455	392,008,264	407,233,573	408,039,000	408,815,000	409,564,000
前年比率		-0.6%	0.4%	-3.4%	5.2%	3.9%	0.2%	0.2%	0.2%
②法定外繰入金	84,507,000	65,949,000	45,998,000	15,053,000	10,528,750	32,537,000	19,202,000	5,388,000	-8,921,000
前年比率		-22.0%	-30.3%	-67.3%	-30.1%	209.0%	-41.0%	-71.9%	法定外解消

県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を踏まえつつ、被保険者の急激な負担増を避けるため、税率及び法定外繰入金については（2）の案のとおりとする。

(2) 令和5年度の国民健康保険税率(案)

●令和5年度の国民健康保険税率(案)

令和5年度の国保税率(案)で試算した賦課総額は4億723万円(対R4年度比4.0%増)となり、愛知県が示した標準保険料率(仮算定結果)との不足額は、令和4年度と比較すると3,542万円から1,961万円になり、1,581万円縮小する。

区分		標準保険料率（仮算定）		R4年度（現行）		R5年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	6.53%	55.7	6.25%	55.7	6.30%	55.0
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	28,279円	44.3	24,400円	44.3	25,400円	45.0
	平等割	18,292円		22,100円		23,100円	
後期	所得割	2.72%	55.0	2.20%	54.7	2.30%	53.0
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	11,426円	45.0	7,900円	45.3	8,900円	47.0
	平等割	7,391円		9,300円		10,300円	
介護	所得割	2.42%	56.4	2.05%	59.5	2.07%	56.5
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	12,596円	43.6	8,000円	40.5	9,000円	43.5
	平等割	6,229円		7,000円		8,000円	
賦課総額（一般）（※1）		426,848,000円		392,008,000円		407,234,000円	
対前年度		—		—		+15,226,000円（+3.9%）	
対標準保険料率		—		▲34,840,000円		▲19,614,000円	
調定額（一般）（※2）		382,637,000円		351,091,000円		364,164,000円	
対前年度		—		—		+13,073,000円（+3.7%）	
対標準保険料率		—		▲31,546,000円		▲18,473,000円	
一人当たりの調定額		127,206円		116,719円		121,065円	
対前年度		—		—		+4,346円（+3.7%）	
対標準保険料率		—		▲10,487円		▲6,141円	

(※1) 令和4年10月末現在の被保険者データで試算

被保険者数(一般) 3,008人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル区分		R 4 年度	R 5 年度	
				R4 年度との比較
1	～39 歳【1人世帯】 所得 0 万円	19,000	20,200	+1,200 円
2	40～64 歳【1人世帯】 所得 0 万円	23,500	25,300	+1,800 円
3	65～74 歳【1人世帯】 所得 0 万円	19,000	20,200	+1,200 円
4	65～74 歳【1人世帯】 所得 100 万円	79,900	82,800	+2,900 円
5	65～74 歳夫婦【2人世帯】 所得 200 万円	228,600	237,000	+8,400 円
6	～39 歳夫婦＋子 1 人【3人世帯】 所得 0 万円	38,400	40,800	+2,400 円
7	～39 歳 1 人親＋子 2 人【3人世帯】 所得 50 万円	70,000	74,100	+4,100 円
8	40～64 歳夫婦＋子 1 人【3人世帯】 所得 150 万円	233,300	243,900	+10,600 円
9	40～64 歳夫婦＋子 2 人【4人世帯】 所得 400 万円	558,300	577,400	+19,100 円

(4) 国民健康保険税改定に伴う国民健康保険増減額別の世帯数

R5 年度 国保税増減額 (対 R4 年度)		世帯数 (割合)	
増 額	6 万円以上	1 世帯	(0.1%)
	4 万円以上 6 万円未満	13 世帯	(0.7%)
	2 万円以上 4 万円未満	89 世帯	(4.8%)
	2 万円未満	1,769 世帯	(94.4%)
	増額世帯計	1,872 世帯	(100.0%)
減額世帯		0 世帯	(0.0%)
合計世帯数		1,872 世帯	(100%)

※令和4年11月末現在の被保険者データで試算

(5) 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令等の一部改正に伴い下記のとおり賦課限度額を改定し、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

条例	改正の概要		
第2条2項	医療給付費分 賦課限度額	630,000円	→ 650,000円
第2条3項	後期高齢者支援金分 賦課限度額	190,000円	→ 200,000円
第23条	医療給付費分 賦課限度額	630,000円	→ 650,000円
第23条	後期高齢者支援金分 賦課限度額	190,000円	→ 200,000円

●施行期日

令和5年4月1日から施行する。